

受動喫煙のない健康で住みよい沖縄県

あなたは職場や公共の場で
タバコを吸わされていませんか！？



平成 28 年 3 月

【調査の背景と目的】

1. 調査の背景

多数の者が利用する施設に関して健康増進法では、学校、体育館、病院、集会場、事務所、飲食店等の施設を管理する者に対して受動喫煙防止対策を講じるための努力義務が規定されています(平成 15 年 5 月 1 日施行)。

また、事業所に関しては、労働安全衛生法の一部改正(平成 27 年 6 月 1 日)により、労働者の健康の保持推進の観点から、事業者は労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ、適切な措置を講ずるよう努めることが求められています。

受動喫煙による健康への悪影響は科学的に明らかにされており、タバコ対策に対する国民の関心も高まってきています。

沖縄県では平成 18 年 5 月 31 日から「禁煙施設認定推進制度」を開始し、平成 27 年 3 月 31 日時点で認定施設は 1,267 施設と増加しており、受動喫煙防止の環境づくりが進んできています。

しかしながら施設種別でみると、事業所や飲食店では対策が十分ではない状況があり、一層の取組を進めていく必要があります。

〔条文：健康増進法第 25 条〕 <多くの者が利用する施設での受動喫煙対策>

第五章第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔条文：労働安全衛生法第 68 条の 2〕 <事業所での受動喫煙対策>

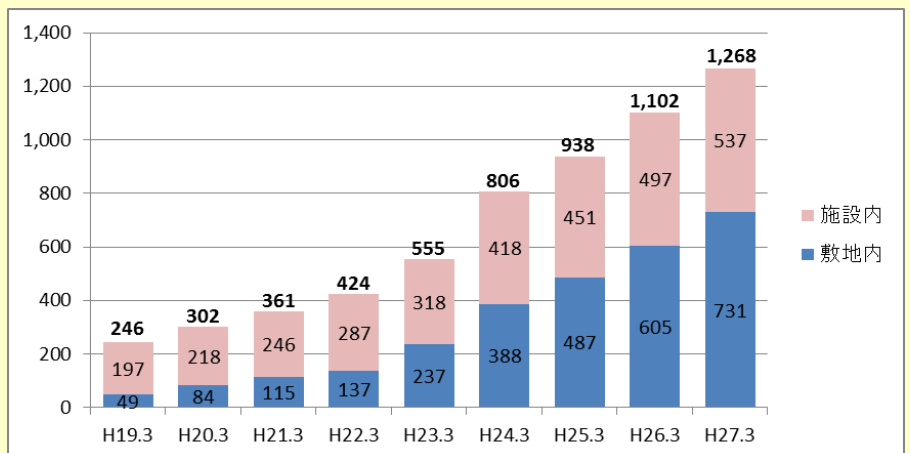
第六十八条の二 受動喫煙の防止

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

「禁煙施設認定推進制度」

健康増進法 25 条に基づき、県内で受動喫煙防止対策（敷地内禁煙、施設内禁煙）に取り組んでいる施設を応援する制度です。

登録数は、平成 27 年 3 月時点で 1,268 施設（敷地内完全禁煙：731 施設、施設内完全禁煙 537 施設）となっています。



2. 調査の目的

本調査は、受動喫煙による健康被害をなくし、健康で住みよい沖縄県を推進していくために県内の公共施設等多くの者が利用する施設や事業所の従業員を対象に調査を行い、受動喫煙の状況や意識等を把握し、推進方策検討のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

【調査の概要】

1. 受動喫煙実態調査

(1) 事業所対象受動喫煙実態調査

目的：事業所内の受動喫煙環境や、受動喫煙防止に関する取り組みを把握する。

調査期間：2016年1月初旬～2月中旬

対象者：下記の業種について NTT データ社より沖縄県内の事業所のデータを入手し、業種別・地区別に無作為抽出を行い対象施設を決定しました。

配布数：5,500 事業所

回収数：1,255 事業所

(2) 従業員対象受動喫煙実態調査

目的：受動喫煙に対する従業員の意識を把握する。

調査期間：2016年1月初旬～2月中旬

対象者：上記の受動喫煙実態調査の対象事業所のうち、地区別・業種別に無作為抽出を行い、対象事業所を決定し、従業員対象のアンケート調査を行いました。

配布数：5,800 通

回収数：590 通

■対象となる事業所

- ① 官公庁施設
- ② 文化施設（公的）
- ③ 学校・教育施設（小中高を除く）
- ④ 食堂・沖縄そば・うどん
- ⑤ ファミレス（ファーストフード、ファミレス、回転すし、ラーメン、ステーキハウス、ピザハウス、焼肉等が含まれる）
- ⑥ 割烹・居酒屋等（割烹、寿司、小料理、外国料理、居酒屋等が含まれる）
- ⑦ 高齢者・障がい者施設
- ⑧ 児童福祉施設
- ⑨ 娯楽業
- ⑩ 宿泊業
- ⑪ 電気、ガス、熱供給業
- ⑫ 小売業（スーパー、飲食料品、ホームセンター等が含まれる）
- ⑬ 卸売業
- ⑭ 対個人サービス業
- ⑮ 情報通信業
- ⑯ 保険業

■地域区分

a：沖縄本島北部
d：宮古地域

b：沖縄本島中部
e：八重山地域

c：沖縄本島南部
f：那覇市

【調査結果】

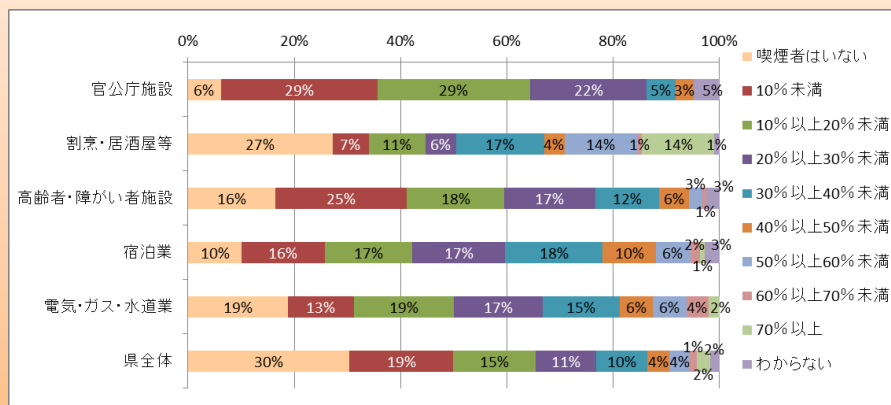
事業所調査と従業員調査の結果の中から施策の検討にあたり特に参考となる項目を抜粋し記載しています。ここでのグラフは無回答を省き、特徴のある業種に絞って記載しています。

(1) 事業所対象受動喫煙実態調査結果（抜粋）

●事業所の状況

事業所調査①

【業種ごとの喫煙者率】



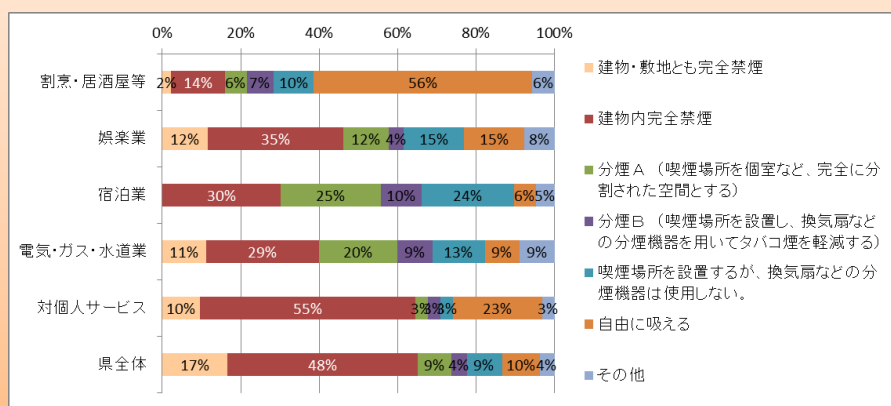
今回のアンケートで、事業所内に「喫煙者はいない」との回答は県全体で 30%でした。喫煙者の割合の多い事業所をみると、とくに「官公庁施設」「宿泊業」で喫煙者が多くなっています。

また、喫煙者が 70%超えると答えた事業所は、「割烹・居酒屋」が最も多くなっています。

「官公庁施設」「宿泊業」など、比較的従業員規模の大きな施設で「喫煙者はいない」と答える割合が低くなっています。

事業所調査②

【現在の喫煙対策】

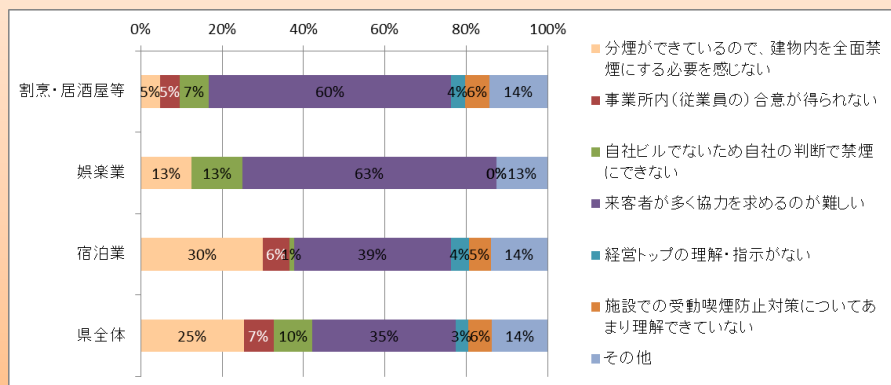


県全体では、「建物内完全禁煙」が 48%と最も多く、「建物・敷地とも完全禁煙」も 17%である一方、「自由に吸える」事業所も 10%程度存在します。

飲食店においては建物内完全禁煙の割合が低く、とりわけ「割烹・居酒屋」では 14%と全業種中で最も低く、自由に吸える割合が 56%と突出しています。

事業所調査③

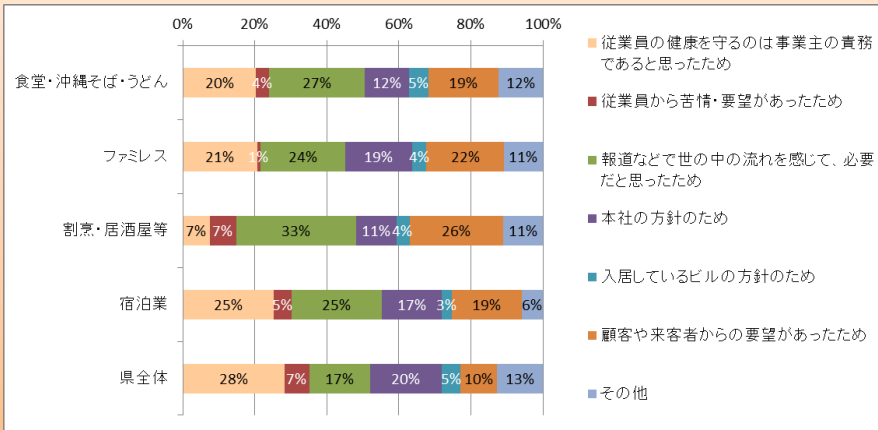
【建物を全面禁煙にしていない理由】



「割烹・居酒屋」、「娯楽業」の 60%が「来客者が多く協力を求めるのが難しい」としており、顧客サービスの観点から喫煙者に禁煙への理解を求め難い状況が伺われます。

事業所調査④

【禁煙・分煙対策を実施した理由】

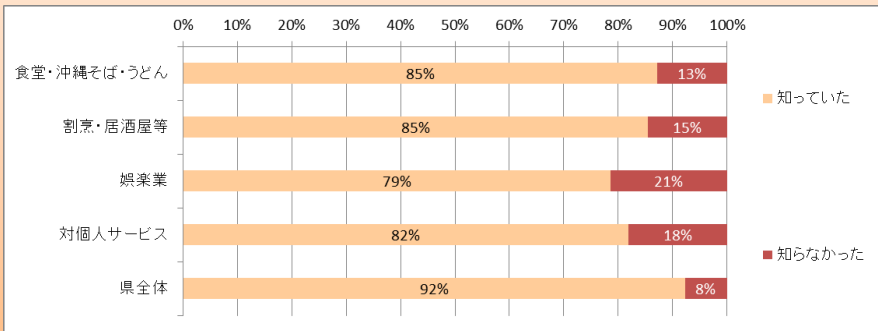


「従業員の健康を守るのは事業主の責務であると思ったため」「報道などで世の中の流れを感じて、必要だと思ったため」「本社の方針のため」の割合が高く、従業員の働く環境の面での関心の高さが伺えます。「飲食店」「宿泊業」については「顧客や来客者からの要望があったため」の割合が高くなっています。

●受動喫煙に関する認識について

事業所調査⑤

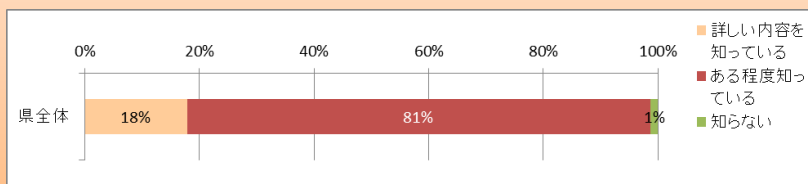
【「受動喫煙」について知っていましたか】



県全体では、受動喫煙について「知っていた」と答えた割合が92%となっていますが、「食堂・沖縄そば・うどん」「割烹・居酒屋等」「娯楽業」「対個人サービス」で「知っていた」と回答した割合が全体の平均を下回っています。

事業所調査⑥

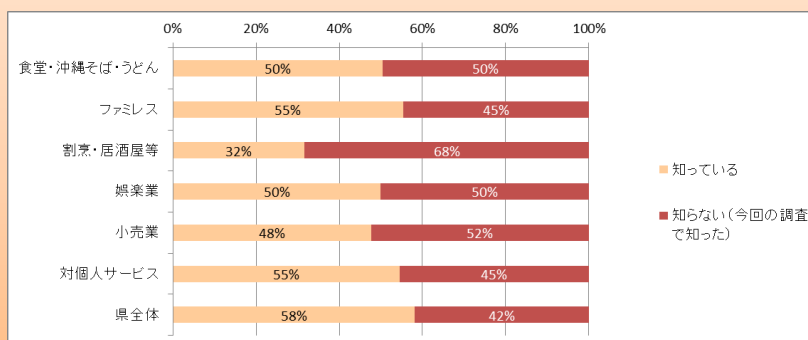
【受動喫煙により健康に悪影響が生じることを知っていますか】



上記の質問で受動喫煙について「知っていた」と回答した割合は、全体で92%あったものの、受動喫煙により健康に悪影響が生じることについては、「詳しい内容を知っている」が18%にとどまっており、健康への悪影響についてどのような問題があるのか詳しく周知する必要があります。

事業所調査⑦

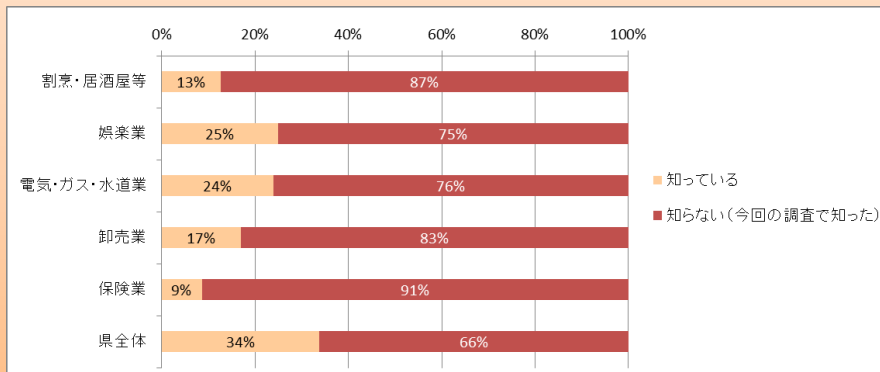
【健康増進法第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることを知っていますか】



健康増進法第25条の内容について58%が「知っている」と回答している状況ですが、「割烹・居酒屋等」では32%と低くなっており、認知度の低くなっている業種に対しては周知を図る必要があります。

事業所調査⑧

【労働安全衛生法の一部改正により、労働者の健康の保持増進の観点から、事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実状に応じ適切な措置を講ずるよう努力義務化したことを知っていますか。
(平成 27 年 6 月 1 日付け施行)】

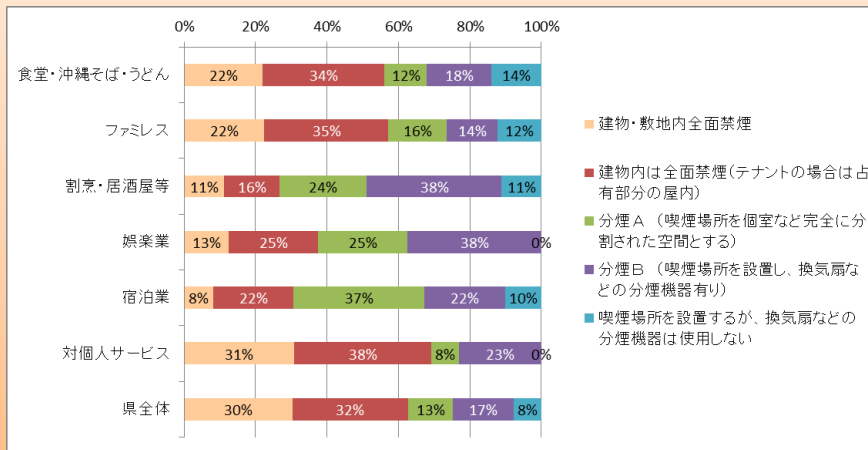


労働安全衛生法の一部改正について、全体で34%が「知っている」とし、低い割合となっています。認知度が低くなっている業種も含め、全体的に周知を図っていく必要があります。

●事業所における受動喫煙対策について

事業所調査⑨

【今後、実施する予定または検討する受動喫煙防止対策は何ですか】



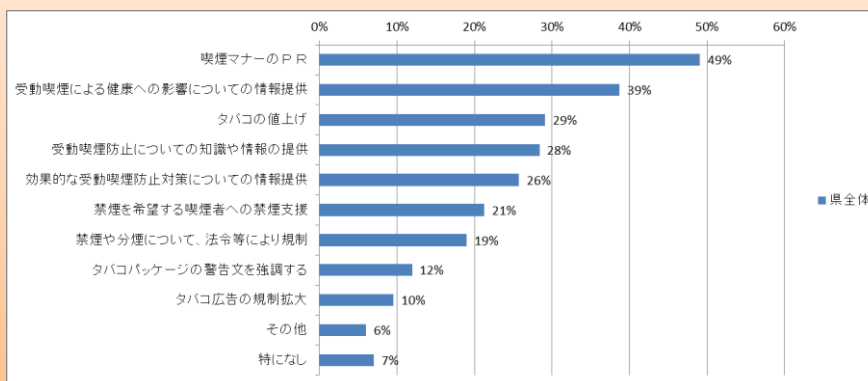
今後の受動喫煙対策については、全体では「建物・敷地内全面禁煙」と「建物内は全面禁煙」がそれぞれ30%程度と高くなっています。

割烹・居酒屋等、娯楽業では「分煙B」の割合が高くなっており、喫煙者のお客様への配慮が見られません。

●タバコ対策における行政への要望

事業所調査⑩

【タバコ対策について国や県など行政へ望むことはなんですか】



「マナーのPR」「健康影響の情報提供」「受動喫煙防止の知識提供」「タバコの値上げ」等について要望が高くなっています。

また、「タバコ広告の規制拡大」「パッケージの警告文を強調」「法令等により規制」等の項目への要望は少なくなっています。

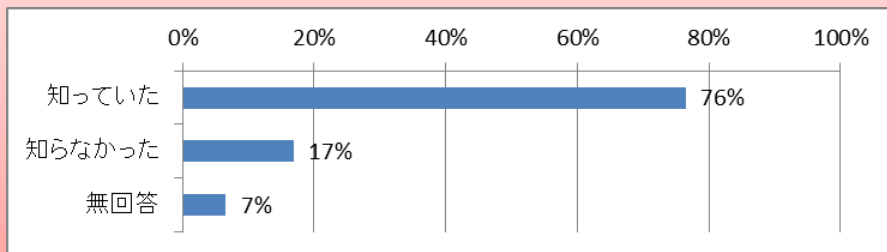
(2) 従業員対象受動喫煙実態調査結果（抜粋）

※各質問項目のパーセント表示について、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

●受動喫煙に関する認識

従業員調査①

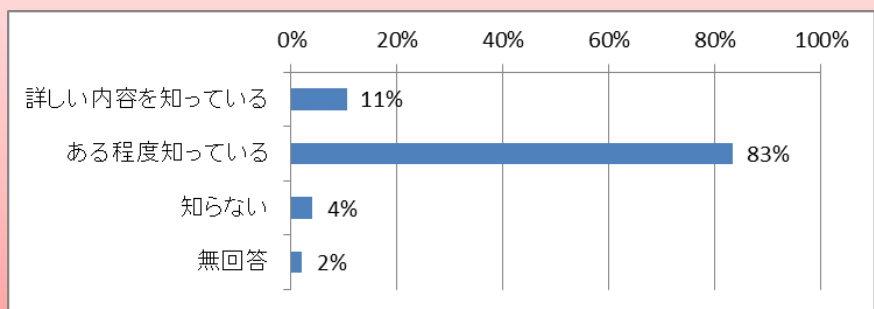
【「受動喫煙」とは、自らの意志と関係なく環境中のタバコの煙を吸い込んでしまうことをいいますが、その言葉を知っていましたか】



受動喫煙について、「知っていた」と答えた割合が76%と、事業所の回答（92%）より低くなっており、個人に対する周知も継続して行っていく必要があります。

従業員調査②

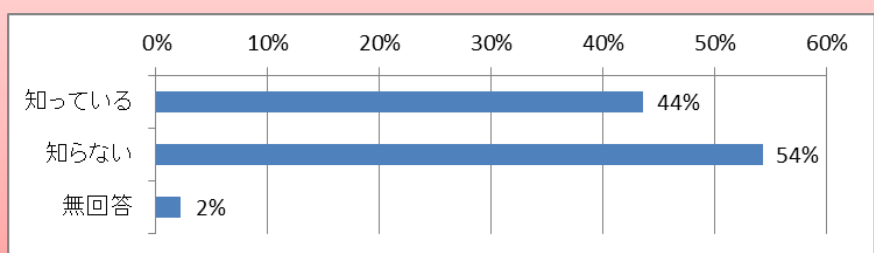
【受動喫煙により他者の健康に悪影響を生じさせることを知っていますか】



「ある程度知っている」が83%と最も高く、次いで「詳しい内容を知っている」が11%となっており、2つを合わせると94%がおおむね知っているという状況です。

従業員調査③

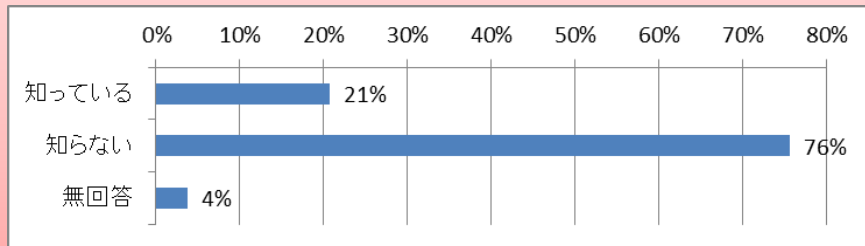
【健康増進法第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められていることを知っていますか】



「知っている」としたのは44%で、「知らない」が54%と知らない割合が高くなっています。

従業員調査④

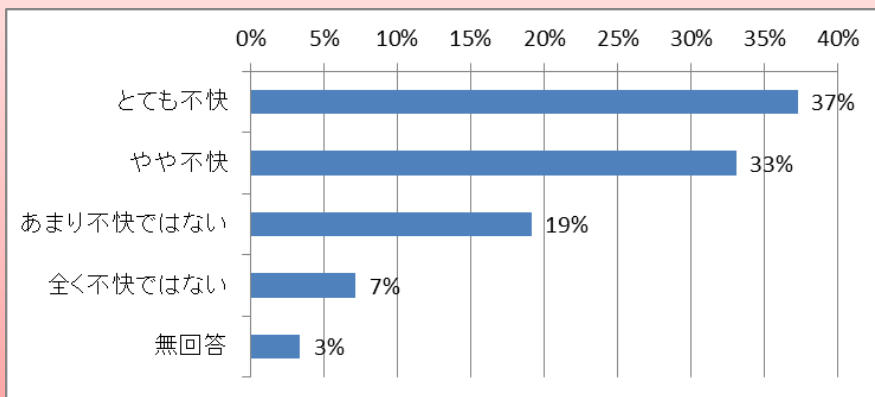
【労働安全衛生法の一部改正により、労働者の健康の保持増進の観点から、事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実状に応じ適切な措置を講ずるよう努力義務化したことを知っていますか】



「知らない」と回答した割合が76%と高くなっています。一方、「知っている」と答えた方は21%となり、従業員に対しても周知を図る必要があります。

従業員調査⑤

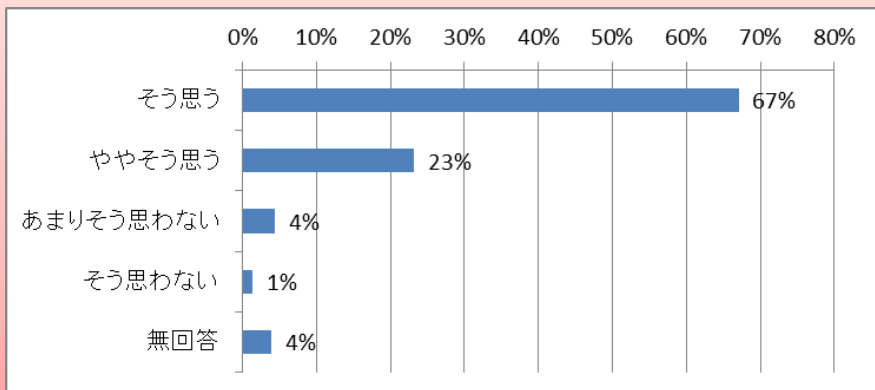
【他人の吸ったタバコの煙を不快に感じますか。】



「とても不快」が37%と最も高く、次いで「やや不快」33%、「あまり不快ではない」19%と続いています。「とても不快」「やや不快」の2つを合わせると70%の方が不快に感じると回答しています。

従業員調査⑥

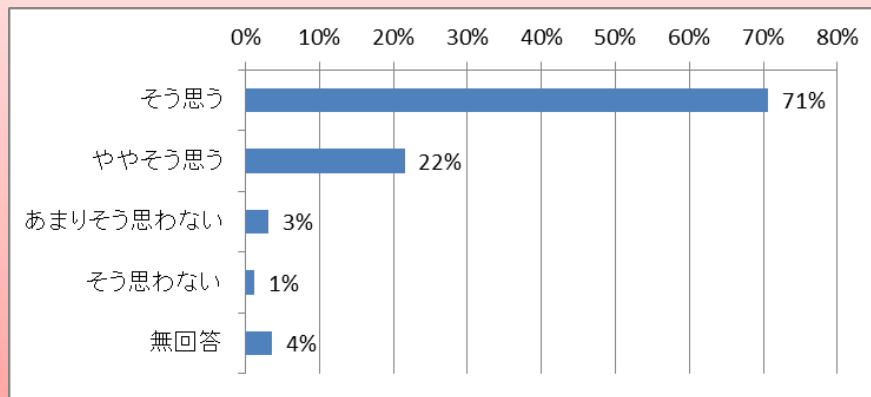
【他人の吸ったタバコの煙は健康に非常によくないと思いますか】



「そう思う」と答えた方が67%、「ややそう思う」が23%となっており、多くの方が受動喫煙は健康によくないと捉えています。

従業員調査⑦

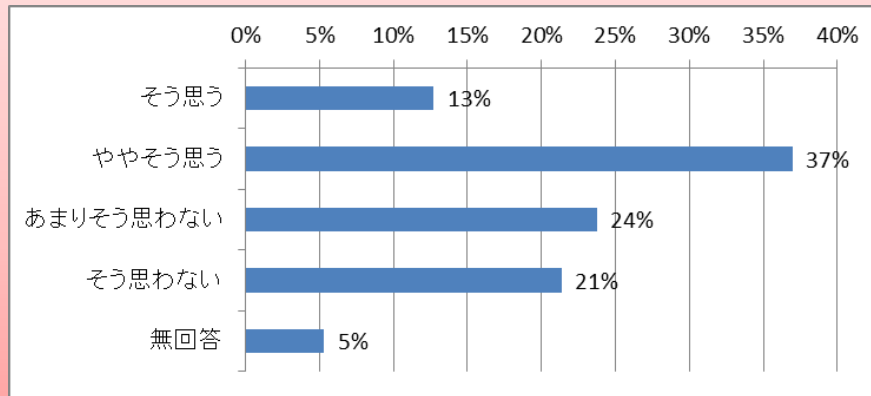
【タバコを吸う人は周囲の人に受動喫煙をさせないように気をつけるべきだと思いますか。】



「そう思う」が71%、「ややそう思う」が22%と、2つの合計で93%の方が喫煙者は受動喫煙に対して気をつけるべきだと回答しています。

従業員調査⑧

【受動喫煙に神経質になりすぎると、喫煙者との人間関係を壊すので、多少は我慢が必要である。】



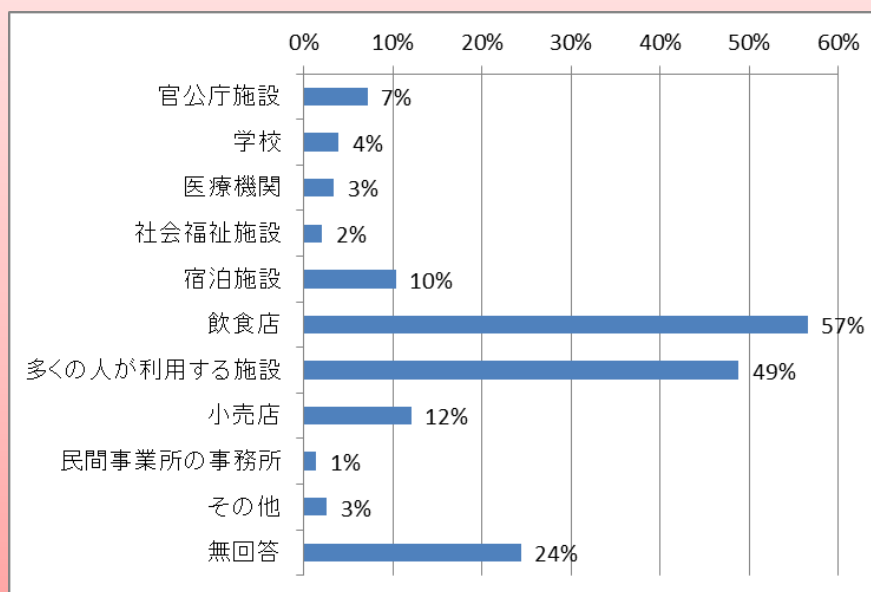
受動喫煙について、多少は我慢が必要であるかとの問に対し、「ややそう思う」が37%と高くなっています。

受動喫煙について、不快や健康被害を考え、喫煙者に配慮を求めつつも、強く言えない状況がうかがえます。

●今後の受動喫煙対策等

従業員調査⑨

【受動喫煙対策が進んでいないと思う施設はありますか】



「飲食店」が57%と最も多く、次いで、「多くの人が利用する施設」49%、「小売店」12%、「宿泊施設」10%と続いています。

業種別では「飲食店」の割合が突出しており、分煙化、禁煙化への啓発活動や、利用者への配慮を促す必要があります。

【アンケート結果から】

- ① 受動喫煙による健康被害の影響を周知させることや、その情報提供が必要です。
- ② 喫煙マナーを高めるPRを行政に求めています。
- ③ 事業所側からお客さんに吸ってはダメだと言いたい状況です。
- ④ 禁煙化することにより、客足の低下を懸念されています。
- ⑤ タバコを吸えることはお客様のニーズであると考えていますが、吸わない方のニーズが不明確な状況です。
- ⑥ 受動喫煙は体に悪影響なことは知っているが、詳しい内容まではわからないという状況です。
- ⑦ 喫煙者のマナー、非喫煙者への配慮を求めています。

【分析評価委員会からの意見】

- ① 業種を大きく分けた分類で対策の検討。
- ② 啓発活動はポスターやホームページだけではなく、地域の団体による受動喫煙防止の運動を盛り上げる必要がある。
- ③ タバコはダメ！というだけではなく、禁煙のメリットと禁煙方法を啓発する。
- ④ 数字に基づく害のアピール。喫煙環境の中でのPM2.5の数値を数字で示す必要がある。
- ⑤ 煙がない状況での健康への悪影響（サードHANDSモーク）についても啓発が必要。
- ⑥ 分煙ではなく完全禁煙を勧めるべきである。
- ⑦ 官公庁施設については、率先的に受動喫煙対策を進めていく。
- ⑧ 将来的には条例化を目指してほしい。

サードHANDSモークとは：

三次喫煙・残留受動喫煙。タバコの火が消された後も周囲に残留しているタバコの副流煙に含まれる有害物質を吸入することを指す。喫煙後の喫煙者の呼気や衣服や髪、家具などから生じる。

【受動喫煙防止対策の展開の方向性】

施設管理者及び事業主に向けた取組

- 受動喫煙の影響を、近年問題化しているPM2.5の数値で示す。施設内や出入り口付近の実状について知ることにより、管理者や事業主に対し意識喚起を図る。
- 事業所での受動喫煙防止対策として「環境整備」「教育啓発」「禁煙支援」の3本柱の推奨。
 - ※1「環境整備」 …分煙から全面禁煙化へ
 - ※2「教育啓発」 …健康被害について特に非喫煙者の意識変革がポイント
 - ※3「禁煙支援」 …禁煙教室、禁煙治療（禁煙外来のある医療機関や禁煙サポート薬局の紹介等）
- 接客業等店舗の場合、非喫煙者は受動喫煙に関してあまり声を上げないこともあり店側が把握しづらい状況が推察される。受動喫煙に対する非喫煙者の意見を店側に伝える方法を検討することで、サービス向上の位置づけとして受動喫煙対策を促進する。
- 接客業等店舗の場合、どうしても売上げの減少を考えてしまい、店内完全禁煙をためらうこともあるため、既に完全禁煙を実施している店舗を詳しく調査することで、懸念の払拭につながる有益な情報を収集し、周知することにより、完全禁煙を指向する店舗の増加を図る。
- 施設管理者に対して受動喫煙防止について考えるための判断材料を提供し、自らのこととして進めていくよう推奨。

喫煙者に向けた取組

- 受動喫煙の影響を近年問題化しているPM2.5の数値で示す。たばこの煙を数値として「見える化」することにより喫煙者が周囲の人への健康に配慮するよう意識喚起を図る。
- 近年注目されているサードハンドスモークについて喫煙者に啓発することで、煙がない状況でも健康に悪影響があることを理解してもらい、周囲の人への健康に配慮するよう意識喚起を図る。
- 禁煙対策を進めることは、禁煙をしたい喫煙者にとっても有益であることの啓発。
- 禁煙の方法と、禁煙のメリットについて啓発を行うことにより、喫煙者が禁煙後に感じる不安を取り除き、禁煙に取り組みやすい環境づくりを行う。

非喫煙者に向けた取組

- 受動喫煙の影響を、近年問題化しているPM2.5の数値で示す。非喫煙者が健康に害を及ぼす受動喫煙について正しい知識を持ち、煙を回避するよう意識喚起を図る。
- 近年注目されているサードハンドスモークについて、非喫煙者に啓発することで煙がない状況でも健康に悪影響があることの周知。

その他全般的な取組

- 受動喫煙に関する啓発を未成年の早い段階での実施。
- 施設や店舗は多数存在するが、理解を得ていくためには個別の対応が有効。住民の中からも協力者を求め、個別対応の方策や飲食店の利用者を通じたアプローチの検討。
- 将来的には条例での規制も視野に、受動喫煙の健康被害と回避の方法などの啓発を続けながら規制に関する県民の世論喚起を図るなど環境整備の推進。
- 施設種別ごと、管理者、喫煙者・非喫煙者等の主体ごとに複数年のロードマップを検討し、住民の機運を盛り上げる具体的な方策のまとめ。
- 県や市町村の本庁及び出先庁舎については、施設内完全禁煙を進める。
- 受動喫煙対策を進めるためには、非喫煙者と喫煙者の対立軸ではうまく進まないこともあるため、県民対タバコ、職場対タバコの構図に置き換えてタバコの健康被害についての啓発を進める。

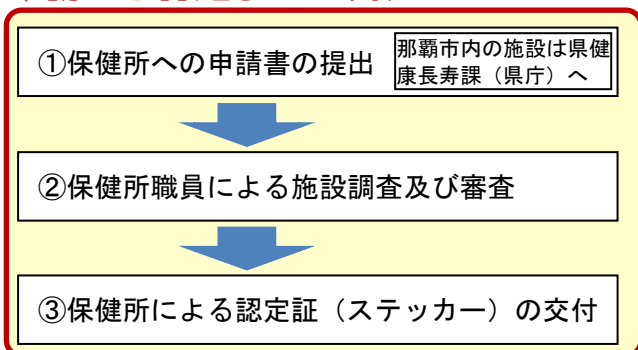
禁煙施設の登録を募集しています！

【沖縄県禁煙施設認定推進制度】

健康増進法 25 条に基づき、県内で受動喫煙防止対策（敷地内禁煙、施設内禁煙）に取り組んでいる施設を応援する制度です。



申請から認定までの流れ



認定されると

認定証を提示することにより、来所者・来店者にこの施設が積極的に健康づくりに取り組んでいることをPRできます。

沖縄県ホームページ等で認定施設名等を公表し、多くの人に情報提供します。

沖縄県 禁煙施設

区 分	認 定 要 件
【敷地内完全禁煙認定施設】 	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地内が禁煙であることを日常的に使用する全ての出入口に表示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地内に灰皿を設置していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地内にタバコの吸殻が落ちていない。
【施設内完全禁煙認定施設】 	<input checked="" type="checkbox"/> 施設内が禁煙であることを日常的に使用する全ての出入口に表示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設内に灰皿を設置していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設外に喫煙可能区域を設置している場合は、喫煙可能区域から施設内へ煙や臭いが流れないようにしている。

お問い合わせ

■本調査に関するお問い合わせ

沖縄県 保健医療部 健康長寿課 TEL:098-866-2209
〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 3階

■沖縄県禁煙認定施設

北部保健所	〒905-0017	名護市大中 2-13-1	0980-52-5219
中部保健所	〒904-2155	沖縄市美原 1-6-28	098-938-9886
南部保健所	〒901-1104	島尻郡南風原町宮平 212	098-889-6591
宮古保健所	〒906-0007	宮古島市平良東仲宗根 476	0980-72-2420
八重山保健所	〒907-0002	石垣市真栄里 438	0980-82-3240
県健康長寿課	〒900-8570	那覇市泉崎 1-2-2 3階	098-866-2209